

生命科学研究科 日本学生支援機構奨学生 各位

2025年度 貸与奨学金 繼続手続きについて

日本学生支援機構の奨学金は、毎年12月に翌年度の貸与に係る継続手続きが必要です。

継続手続きを行わないと奨学金は廃止となりますので必ず手続きを行ってください。

- ・翌年度は奨学金が必要ない場合でも、「奨学金の継続を希望しない」ことの届出(入力)
が必要です。
 - ・提出（入力）が確認できない場合は保護者等へ連絡します。
 - ・必ず期間内に継続願を提出(入力)してください。

◎奨学金継続手続き対象者

2025年10月末現在、貸与奨学金第一種及び第二種奨学金を「奨学金振込中」・「保留中」の者
※2025年度中に貸与が終了する予定の者(最高学年の者等)、2025年11月以降に採用された者、
奨学金が「休・停止中」の者は対象外です。

◎継続願の提出方法（スカラネット・パーソナルでの入力）

- ・提出期間：入力期間 2025年12月16日（火）～2026年1月12日（月・祝）
 入力時間 8:00～25:00

- 提出方法：

- ① スカラネット・パーソナルに新規登録をする（未登録の場合のみ）
 - ② 「『奨学金継続願』入力準備用紙」に回答の下書きをする
 - ③ スカラネット・パーソナルへログインする

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

- ④ スカラネット・パーソナルの「奨学金継続願提出」から継続願を提出する



①スカラネット・パーソナル

②將學金繼續願提出

◎継続願提出時の注意事項

- 併用貸与者は、それぞれの奨学生番号（第一種奨学金、第二種奨学金）について提出（入力）すること。
- 人的保証選択者は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらうこと。

●D-『奨学金振込みの継続の確認』

「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合、2026年4月以降の奨学金を辞退したものとして取り扱われます。入力の際は十分注意してください。

【一時的な休止を希望している場合】

休学を検討していて、”一時的に奨学金の休止を希望”という場合は、辞退ではなく「奨学金の継続を希望します」を選択してください。休学が確定次第、別途「異動願（届）」をご提出いただくことで、休学期間中の奨学金を休止することができます。

●H-『経済状況』

「収入金額」と「支出金額」の差が45万円以上の場合は、生命科学研究科教務係より確認のご連絡をする場合があります。

●2026年4月以降の奨学金継続が認められた場合

奨学金継続の希望が提出された場合、学業成績等にかかる適格認定が実施されます。それを元に継続が認められた場合であっても、機構から文書等で通知されることはありません。

2026年4月に奨学金が振り込まれることで継続の承認となります。

●2026年4月以降の奨学金継続が認められなかった場合

2026年4月以降の奨学金が停止されます。機構から別途通知がありますので、後日ご連絡します。

●2026年4月からの奨学金継続を希望しない場合（辞退）

「D-奨学金振込みの継続の確認」の画面において、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。2026年3月で奨学金終了となります。

なお第一種奨学金を辞退する場合は別途「異動願（届）」の提出が必要です。（※1）

●「休学」または「退学」する場合

休学：「D-奨学金振込みの継続の確認」の画面において、「奨学金の継続を希望します」を選択した上で、別途「異動願（届）」の提出が必要です。（※1）

退学：「D-奨学金振込みの継続の確認」の画面において、「奨学金の継続を希望しません」を選択した上で、別途「異動願（届）」の提出が必要です。（※1）

(※1) 以下に該当する方は、2026年1月12日（月）までに生命科学研究科教務係へメールで連絡してください。lif-kyom@grp.tohoku.ac.jp 折り返し「異動願（届）」をお送りします。

◆2026年3月までに「第一種奨学生を辞退」する方

◆2026年3月までに「退学」する方

◆2026年4月までに「休学」する方

件 名：奨学生の異動希望

内 容：①氏名 ②学籍番号 ③奨学生番号

④辞退・休学・退学等の異動内容（例：2026年3月末退学）⑤連絡先携帯電話番号

【担当・問い合わせ先】

生命科学研究科教務係

TEL： 022-217-5706

e-mail： lif-kyom@grp.tohoku.ac.jp